

(介護予防)短期入所生活介護  
**利用料金表**

1. 介護保険の施設サービス分 /1日(1回)当たり

対象者	内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	予防併設短期入所生活介護費 II 1	446	483円	966円	1,449円
要支援 2	予防併設短期入所生活介護費 II 2	555	601円	1,202円	1,803円
要介護 1	併設短期入所生活介護費 II 1	596	646円	1,291円	1,937円
要介護 2	併設短期入所生活介護費 II 2	665	721円	1,441円	2,161円
要介護 3	併設短期入所生活介護費 II 3	737	799円	1,597円	2,395円
要介護 4	併設短期入所生活介護費 II 4	806	873円	1,746円	2,619円
要介護 5	併設短期入所生活介護費 II 5	874	947円	1,893円	2,840円

2. 介護保険の加算分 /1日(1回)当たり

対象者	内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担	
全ての方	看護体制加算 I ※注1	4	5円	9円	13円	※注1)～注5) いずれも要支援の方は算定されません。
	看護体制加算 II ※注2	8	9円	18円	26円	常勤の正看護師 1名以上の配置
	夜勤職員配置加算 I ※注3	13	14円	28円	42円	看護職員の24時間連絡体制、看護職員の基準数以上配置
	サービス提供体制強化加算 II	18	20円	39円	59円	夜勤時間帯の介護職員、看護職員の基準数以上配置 介護福祉士を60%以上配置
該当者のみ	緊急短期入所受入加算 ※注4	90	98円	195円	293円	緊急利用者の受入時に7日間まで(止むを得ない事情は14日)
	若年性認知症利用者受入加算	120	130円	260円	390円	若年性認知症の方の場合、担当者を配置
	療養食加算	8	9円	18円	26円	医師指示で療養食が提供された場合(1回8単位1日3回まで)
	送迎加算	184	200円	399円	598円	自宅と施設の道のり片道につき
全ての方	介護職員処遇改善加算 I	1ヶ月の総合計単位数の8.3%の単位で算出した額			厚生労働省により、介護職員の処遇を改善する目的で設置要件により算定	
	介護職員等特定処遇改善加算 I	1ヶ月の総合計単位数の2.7%の単位で算出した額			厚生労働省により、介護職員等の処遇を改善する目的で設置要件により算定	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月の総合計単位数の1.6%の単位で算出した額			厚生労働省により、介護職員等の処遇を改善する目的で設置要件により算定	

3. 食費 (1日当たり)

対象者	費用
第 1 段階	300円
第 2 段階	600円
第 3 段階(1)	1,000円
第 3 段階(2)	1,300円
第 4 段階	1,445円

4. 滞在費 (1日当たり)

対象者	費用
第 1 段階	0円
第 2 段階	370円
第 3 段階(1)	370円
第 3 段階(2)	370円
第 4 段階	855円

5. 個人の選択に基づく費用 (1日当たり)

対象者	内容	費用
必要に応じ	日常生活費	200円
	通帳等管理費	100円

表掲費用のほか、施設立替えでの医療費用、理髪費用(ともに実費)が掛かる場合があります。

朝食400円、昼食480円、おやつ85円、夕食480円  
 (召し上がった分の費用が発生します。)  
 負担段階に応じて1日の負担限度額は上表の通り。